

鬼 北 町

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

鬼北町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、鬼北町では、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「鬼北町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「鬼北町通学路安全推進会議」を設置しました。

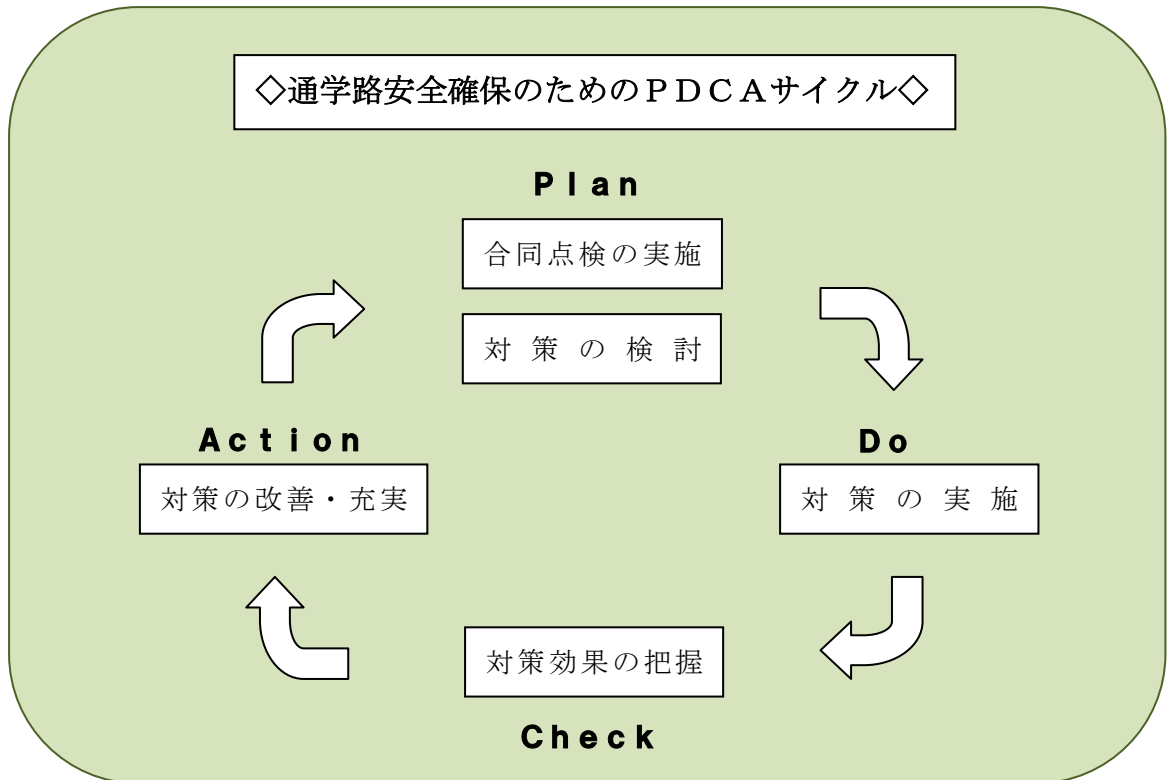
- ・南予地方局建設部
- ・宇和島警察署
- ・鬼北町PTA連合会
- ・鬼北町小中学校長会
- ・鬼北町建設課
- ・鬼北町教育委員会
- ・その他関係機関

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全確保をするため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクル「**Plan**（計画）→**Do**（実行）→**Check**（評価）→**Action**（改善）」として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・小学校の通学路を1年に1回、合同点検を実施します。(夏季休業中及び必要に応じて実施)
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、警察、道路管理者、町教育委員会等が参加して実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小学校を通じて、対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策一覧表及び対策箇所図を作成し、公表します。